

令和〇年度 尼崎市立自転車等駐車場（東部・西部）の管理に関する年度協定書（案）

令和〇年〇月〇日

（甲）尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市

代表者 尼崎市長 松本 眞

（乙）〇〇〇〇〇〇〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇〇〇〇

代表者 〇〇〇 〇 〇 〇 〇

尼崎市立自転車等駐車場（東部・西部）（以下「本件施設」という。）の管理について、尼崎市（以下「甲」という。）と指定管理者〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（この協定の趣旨）

第1条 この協定は、令和〇年〇月〇日付けの尼崎市立自転車等駐車場（東部・西部）の指定管理者の指定処分により成立した尼崎市立自転車等駐車場（東部・西部）の管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）の規定に基づき年度協定において定めることとした事項を定めるとともに、指定管理者たる乙による本件施設の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、この協定に特別な定めがあるものを除き、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

（管理業務の細目）

第3条 基本協定第10条に規定する管理業務の細目は、別紙「尼崎市立自転車等駐車場管理業務実施要項（仕様書）」に定めるとおりとする。

（修繕等に要する経費）

第4条 乙は、基本協定第30条第5項及び基本協定第31条第2項に規定する備品及び駐車場の改修等に要する経費の精算について、次のとおり請求するものとする。

対象期間（修繕等完了日）	請求日
令和○年 4月1日から令和○年 6月末日	令和○年 6月末日以降
令和○年 7月1日から令和○年 9月末日	令和○年 9月末日以降
令和○年 10月1日から令和○年 12月末日	令和○年 12月末日以降
令和○年 1月1日から令和○年 3月末日	令和○年 3月末日以降

2 甲は、前項の規定により乙から適法な請求を受けたときは、その受理した日から30日以内に、請求金額を乙に支払うものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、その期間を45日まで延長することができる。

（指定管理料）

第5条 甲は、基本協定第35条第2項に規定する指定管理料のうち令和○年度分として、金○○○○○○○円（うち取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額○○○○○○円）を乙に支払うものとする。

（料金の徴収等）

第6条 乙は、尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第10条及び尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則第8条（以下「規則」という。）に規定された料金及び規則第12条に規定された費用（以下「利用料金等」という。）を徴収するものとする。

- 2 乙は、条例第10条第2項及び規則第9条に基づき、減免手続きを行うこと。
- 3 受領した利用料金等は、甲の収入とする。なお、受領した利用料金等に起因して発生した利息等の収入（以下「利息等」という。）がある場合についても、甲の収入とする。
- 4 利用料金等は、月末締めとし、甲が指定する金融機関に翌月の20日（20日が金融機関の定休日である場合にはその直後の営業日とする。）までに前月分をまとめて納入すること。また、利息等は速やかに納入すること。
- 5 指定管理者は、定期利用料金の還付を行うときは、規則等に基づき行うこと。

（指定管理料の請求及び支払方法）

第7条 この協定の有効期間にかかわらず、乙は、次項の規定により定められた支払日及び支払金額に従い、甲の指定する方法により、指定管理料を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から指定管理料の適法な請求を受けたときは、次に掲げる区分に従い、甲が指定する方法により支払うものとする。ただし、基本協定に基づく指定管理料の変更又は減額、違約金等への充当等があったときは、甲は、支払日及び支払金額を変更することができる。

- (1) 第1回支払日（令和○年○月○日） 金○○○○○○○円
- (2) 第2回支払日（令和○年○月○日） 金○○○○○○○円
- (3) 第3回支払日（令和○年○月○日） 金○○○○○○○円

(4) 第4回支払日（令和〇年〇月〇日） 金〇〇〇〇〇〇〇円

（協定の失効）

第8条 地方自治法第244条の2第11項の規定により、甲が乙に対して指定処分取消しを行ったときは、この協定に特別な定めがあるものを除き、この協定は失効するものとする。

（違約金）

第9条 この協定の有効期間にかかわらず、基本協定第51条第5項の規定に基づき乙が甲に支払うべき違約金の額は、第4条に定める金額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

2 この協定の有効期間にかかわらず、前項の違約金は、甲の指定する期日までに、甲の指定する方法により、支払うものとする。

（協議録の作成及び保存）

第10条 甲、乙、双方で施設の管理に関する協議を行った場合は、毎回協議録を作成し、保存するものとする。協議録の作成は甲が行い、作成した内容を甲・乙、双方で内容を確認した上で甲が保存する。

（尼崎市シェアサイクル事業への協力）

第11条 乙は、甲とOpenStreet株式会社が共同で実施しているシェアサイクル事業（期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）の更なる事業推進の取組として、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間（令和8年4月以降は、再度契約した事業者での設置を行う可能性あり）、各駐輪場内にシェアサイクルポートを設置した実証実験に協力すること。（設置台数は下表参照）なお、原則、シェアサイクル事業に関するトラブルや利用者対応については、OpenStreet株式会社で対応することとしているが、利用者に対するポート場所への案内や利用説明書置き場への誘導については、業務に支障のない範囲で協力すること。指定管理業務に支障がある場合は、甲およびOpenStreet株式会社と乙の3者で協議を行い、業務に支障となっている問題が改善されない場合、実験を中止するものもある。

駐輪場名	設置台数	備考
立花第3自転車駐車場	10台程度	
立花第4自転車駐車場	15台程度	
立花駅南地下自転車駐車場	10台程度	
武庫之荘駅第1自転車駐車場	10台程度	

出屋敷駅北自転車駐車場	30 台程度	
JR 尼崎駅南自転車駐車場	10 台程度	
JR 尼崎駅北自転車駐車場	10 台程度	

(定めのない事項の処理)

第 1 1 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、法令に定めるところによるほか、甲乙双方協議のうえ、処理するものとする。

この協定の成立を証明するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を所持する。

以 上